

事業者の見積参加に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会経理規程第67条から69条までの規程に基づく契約行為を行おうとする際、契約の公正・公平を期することを目的に、取引候補者の事前登録を行うことについて定めるものとする。

(登録の申請)

第2条 事業者登録を希望する者は、下記の書類を本会まで提出しなければならない。原則、受注前に登録を完了しておくものとする。

(1) 事業者登録申請書(様式第1号)

(2) 下記のいずれかの書類

①直近の決算書

②確定申告書(写)

③納税証明書(写)

④会社または法人の概況が明記されているもの(冊子、パンフレット等)

(登録に関する通知)

第3条 本会は、登録完了の結果を、事業者登録完了通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

(登録の有効期限)

第4条 登録の有効期限は、登録が完了した日の年度末までとする。ただし、相互に何らの申し出のない場合は、更に1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(登録の変更申請)

第5条 事業者登録完了通知を受けた者は、下記の事項について変更があった場合には、速やかに事業者登録変更等届出書(様式第3号)を本会に提出し、登録内容の変更手続きを行わなければならない。

(1) 商号または名称

(2) 主たる事務所または事業所の所在地または電話番号

(3) 法人にあつては、代表者の氏名

(4) 個人にあつては、その者の氏名

(5) 登録が完了している営業種別

附 則

(施行期日)

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。